

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年11月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700382 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800043 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 7 月 8 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月までの標準報酬月額については、15 万円から 19 万円に、同年 7 月から平成 27 年 7 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 19 万円とする。

平成 25 年 7 月から平成 27 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 7 月から平成 27 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社における平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 9 月から平成 27 年 7 月までの標準報酬月額については、19 万円から 20 万円とする。

平成 26 年 9 月から平成 27 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額 (上記の訂正後の標準報酬月額 (19 万円) を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者の A 社における平成 26 年 12 月 25 日の標準賞与額を 8 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 26 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 7 月 8 日から平成 27 年 8 月 1 日まで
② 平成 25 年 12 月
③ 平成 26 年 7 月
④ 平成 26 年 12 月

A 社に平成 25 年 7 月から平成 27 年 7 月まで勤務していたが、給与額は基本給 18 万円に交通費 1 万円の合計 19 万円だった。私が所持している給与明細書によると 19 万円に見合う厚生年金保険料を控除されているが、国の記録 (標準報酬月額) と実際にもらっていた給与

額と相違があることを元同僚に教えてもらった。また、賞与についても厚生年金保険料が控除されているが記録がない。年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した給与支給明細書及びB銀行の請求者に係る預金取引明細表により、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成25年7月から平成27年7月までの標準報酬月額については、前述の給与支給明細書及び預金取引明細表により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は平成27年11月20日付で厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡していることから、平成25年7月から平成27年7月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成25年7月から平成27年7月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成25年7月から平成27年7月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成26年9月1日から平成27年8月1日までの期間については、前述の給与支給明細書により、平成26年の定時決定の基礎となる平成26年4月から同年6月までの期間に支払われた報酬月額を確認できることから、平成26年9月から平成27年7月までの期間の標準報酬月額について、19万円から20万円とすることが必要である。

なお、平成26年9月から平成27年7月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額（19万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間④について、請求者が提出した請求期間④に係る賞与明細書及び前述の預金取引明細表により、請求者は、請求期間④において、A社から賞与（8万円）を支給され、標準賞与額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、前述の預金取引明細表により確認できる振込日から平成26年12月25日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述したとおり、A社は平成27年11月20日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡していることから、請求期間④に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②及び③について、前述の預金取引明細表によると、平成25年12月及び平成26年7月における振込は請求者が提出した給与支給明細書で確認できる給与のみであり、賞与の振込みはない。

また、前述したとおり、A社は平成27年11月20日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も死亡している上、請求者も請求期間②及び③に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間②及び③における賞与支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800198 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800044 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 63 年 1 月 31 日となっている。

私は、A 社に昭和 63 年 1 月 31 日まで在籍していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 63 年 2 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社が提出した請求者に係る人事記録によると、請求者の退職年月日は「63.01.30」と記録されており、雇用保険被保険者記録においても請求者の A 社に係る離職日は、昭和 63 年 1 月 30 日と記録されている。

また、B 社が提出した請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 63 年 1 月 31 日と記載されており、当該資格喪失年月日は、オンライン記録並びに企業年金連合会が提出した請求者に係る中脱記録照会（回答）及び A 社厚生年金基金加入員台帳に記録されている請求者の厚生年金基金加入員資格の喪失年月日と一致している。

なお、B 社は、請求者の退職年月日は昭和 63 年 1 月 30 日、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年 1 月 31 日であり、請求者の給与から昭和 63 年 1 月分の厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。